

令和3年度

第2回

区長会資料

(本編)

- | | |
|------|-----------------------|
| ①と き | 令和3年11月22日(月)午後6時30分～ |
| ところ | 中央公民館 大集会室 |
| ②と き | 令和3年11月24日(水)午後6時30分～ |
| ところ | 船岡地区公民館 大集会室 |
| ③と き | 令和3年11月25日(木)午後6時30分～ |
| ところ | 中央公民館 大集会室 |
| ④と き | 令和3年11月26日(金)午後6時30分～ |
| ところ | 八東体育文化センター 遠見山アリーナ |

目 次

1. 開 会
2. あいさつ
3. 主要事項の説明
4. 質 疑
5. 閉 会

目 次

総務課	P 1
税務課	P 2
企画課（地方創生室）	P 3～4
人権推進課	P 5
男女共同参画センター	P 6
町民課	P 7～8
福祉課（福祉事務所）	P 9
保健課（保健センター）	P 10
産業観光課（商工観光室）	P 11
建設課	P 12
上下水道課	P 13
地籍調査課	P 14～15
教育委員会	P 16
議会事務局	P 17
農業委員会	P 18
八頭町社会福祉協議会	P 19

八頭町役場特別職・管理職名簿

(令和3年4月1日現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	よしだ ひでと 吉田 英人	上下水道課長	やまだ いさむ 山田 勇
副町長	いわみ いちろう 岩見 一郎	地籍調査課長 兼 船岡住民課長	なかむら としあき 中村 俊明
教育長	やぶた くにひこ 薮田 邦彦	会計管理者 兼 出納室長	いわき けんじ 岩城 憲治
総務課長	きしま せいし 木嶋 成志	議会事務局長	たけうち みちこ 竹内 美智子
総務課防災室長	たい まこと 田井 信	農業委員会事務局長	ふじた ひるゆき 藤田 博之
税務課長	やました しんいち 山下 真一	教育委員会事務局次長 兼 学校教育課長	にった やよい 新田 弥生
企画課長 兼 地方創生室長 兼 若桜鉄道運行対策室長	おかざき よしみ 岡崎 好美	学校教育課参事	いわき ともこ 岩城 知子
人権推進課長 兼 八東住民課長	やまき やすひろ 山崎 泰宏	社会教育課長 兼 図書館長	おくひら とおる 奥平 徹
男女共同参画センター所長	たけもと かずひと 竹本 一史	中央公民館長	はたの かずお 波多野 和敏
町民課長	こだに のぶよ 小谷 述代	学校給食共同調理場所長	なかにし かつみ 中西 勝美
福祉課長 兼 福祉事務所長	にしお かつし 西尾 克志	中央人権啓発センター所長 兼 児童館長	うえた かずお 植田 和夫
保健課長	なかむら ちえこ 中村 智恵子	郡家東保育所長	すがわら やすこ 菅原 泰子
地域包括支援センター所長	おおいし みつよ 大石 実津代	郡家保育所長	くにおか ちはる 國岡 千春
産業観光課長	あべ やすみ 安部 泰己	国中保育所長	きしもと ゆくよ 岸本 由久世
産業観光課商工観光室長	けんじょう まさし 見生 正志	船岡保育所長	おき きょうこ 尾崎 京子
建設課長	としおか ひでお 年岡 英夫	八東保育所長 兼 子育て支援センター所長	むらかみ るみ子 村上 るみ子

(特別職：3人 管理職：29人 計32人)

総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147

防 災 室 TEL 76-0203

船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290

八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1. 区長（自治会長）等の交替について 資料編 P1～P3

令和4年度新役員名簿の提出をお願いします。

※新区長（新自治会長）さんの氏名だけでもお早めに連絡をお願いします。

2. 令和4年度事業計画書（補助制度）について 資料編 P4

集会所改修、消防施設整備、防犯灯設置補助、カーブミラー設置等の要望期限は、令和4年1月14日（金）までとしています。

3. 防犯灯について

町管理の防犯灯について、不具合等がありましたら防災室へお知らせしていただきますようお願いします。

4. 消防水利の点検について

冬季期間中、除雪等消防水利の定期点検をお願いします。

5. 年末年始の窓口業務について

令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）まで閉庁です。

ただし、戸籍（出生届・死亡届・婚姻届等）の受付は行っています。

6. その他

地縁団体の結成促進及び代表者変更届出をお願いします。(R3.4.1)現在 36 団体

令和4年度緊急時の連絡体制について 資料編 P5～P6

税 務 課

本 庁 税務課 TEL 76-0204

1. 令和3年分の確定申告相談について

- 確定申告相談の期間：令和4年2月16日(水)～3月15日(火)
- 今年の申告会場は、中央公民館・船岡地区公民館・八東体育文化センターの3会場です。
※郡家地域については、郡家保健センターから中央公民館へ変更となっております。
- 期間中、税務署と連携を取りながら日曜日の申告相談を行います。
- 日程・対象集落等の詳細につきましては、広報やず2月号でお知らせします。
(日程表の対象集落は、混雑を防止するための参考です。どなたでも日時、会場を問わず申告できます。)

2. インターネットによる所得税の電子申告について

- 所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス) による電子申告が便利で簡単です。
- 申告に必要な税に関する知識も入力を進めていく中で学べる仕組みとなっており、初めての方でも簡単に申告書を作成、その場でインターネットを通じて申告することができます。
- また、申告会場では大勢の方と同じ空間にいることにより、少なからず新型コロナウイルスに感染するおそれがありますが、自宅等で申告するe-Taxはそのリスクがありません。電子申告にはインターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。
- 来年の申告は、ぜひe-Taxをご利用ください。

3. 町税等の納付について

- 町税の納付については、役場窓口、銀行、農協、信用金庫、郵便局等で納付いただいておりますが、現在はこれらに加えコンビニエンスストアでも納付ができます。
- また、QRコード決済(PayPay、LINE Pay)でも納付いただけますので、こちらもぜひご利用ください。
- 口座振替は、納め忘れのない便利で確実な納税方法です。ぜひご利用ください。
- 所得証明などの税務関係証明手数料の窓口支払いについては、現金納付のほか、QRコード決済(PayPay、LINE Pay)も導入しておりますのでご利用ください。

4. 各種証明書のコンビニ交付について 資料編P8

マイナンバーカードをお持ちの方については、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書がコンビニエンスストアの端末機で発行できます。6:30～23:00まで発行可能で、手数料も250円(役場窓口では300円)とお得ですのでぜひご利用ください。

この機会にぜひマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212
地方創生室 TEL 76-0213

1. 公共交通機関の利用について

- 大江線・私都線を含む7路線で運行している、町営「やずバス」料金は一律100円ですので、買い物・通学・通院等にご利用をお願いします。
- 町営「やずバス」の年末年始の運行について、年末は12月31日まで運行、年始は、1月1日から1月3日までは運休としますのでよろしくお願い致します。
- 若桜鉄道では、土・日・祝日にツアー向けの観光列車（臨時貸切列車、※1月と2月は運休）が無料で利用できる「若桜鉄道利用促進キャンペーン」を実施しています。現在3月分の利用申込を受け付けております。2月14日が申込期限となっておりますので、町内会の行事等にぜひご活用ください。
12月5日（日）は「若桜鉄道感謝祭」を開催します。
※詳細は、広報やず11月号に掲載しています。（トロッコ列車の乗車、構内見学など）
- 若桜鉄道切符・町営「やずバス」の定期券・回数券は、郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売しています。

2. タクシー利用助成制度について

- 65歳以上及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び要介護認定を受けておられる方で免許証をお持ちでない方に対して、タクシーの利用助成を行っています。事前の登録が必要ですので、本人確認のできる保険証等をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。
- 代理の方が申請に来られるときは、申請者本人の顔写真（3.5 cm×2.5 cm）を併せてお持ちください。

【助成額】

八頭町内 タクシー運賃の2/3の額
(最低個人負担額 300円、 最高個人負担額 1,200円)
※ただし、5,000円を超える運賃は、個人負担。

3. 空き家バンク

- 移住・定住対策として、IJUターン促進事業を実施しています。集落での受け入れ、空き家バンク登録への協力をお願いします。

4. 八頭町移住定住センターの設置

- 八頭町移住定住センターを^{ラボ}隼Lab.の2Fに設置しています。空き家登録や移住定住などお気軽にご相談ください。（TEL76-7878(FAX兼用)）
- 移住定住を検討している方のための「おためし住宅」を八東駅近くに整備しています。利用促進についてご協力をお願いします。

5. 放置危険家屋について

集落内に長年空き家となり放置され、危険だと思われる家屋がありましたらお知らせください。

特定空き家判定委員会で「危険な家屋」と判定された場合、家屋の持ち主に対しその旨通知します。撤去に対する助成制度を設けています。

【助成額】撤去費用の1/2で上限は100万円

6. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスを提供する環境が整備されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継、地域の情報などを放映しており、月額基本料金は770円（税込）となっています。

また、新築住宅を対象に、新規加入金の11,000円（税込）と利用料の6か月間無料キャンペーンを実施していますので、加入促進にご協力をお願いします。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・（株）全関西ケーブルテレビジョン

（TEL）0120-968-138　〔受付時間：平日の9:30～17:30〕

◇光インターネット・・・NTT西日本

（TEL）0120-931-968　〔受付時間：平日の9:00～17:00〕

*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。ただし、NHK受信料金は別途ご負担いただく必要がありますのでご注意ください。

7. 部落史編纂事業補助金について

各集落や地域の郷土史を編纂される場合の助成を行っています。編纂を計画されている集落、地域がございましたらご相談をお願いします。

【助成額】印刷製本費の1/2で上限は50万円

8. 消費者行政相談窓口の設置について

毎週木曜日に丹比地区公民館で、午前9時から午後4時まで開設しています。電話による相談（TEL 84-1230）も受け付けていますのでご利用をお願いします。

また、弁護士による無料の消費生活相談（要予約）を2ヶ月に1回、奇数月に行っていますのでご利用をお願いします。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1. 人権週間について

○12月4日から10日までは、人権週間です。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された12月10日の世界人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、全国各地でさまざまな人権啓発活動が行われます。

本町では、12月3日（金）に人権擁護委員による事業所訪問や町内広報などの人権啓発活動のほか、人権啓発リボン・ワッペン着用運動、町報「人権のひろば」への掲載などの人権啓発事業を展開します。

2. 第16回八頭町部落解放研究集会について

○日 時 12月5日(日) 午前9時30分～12時00分

場 所 中央公民館（定員70名）、中央人権啓発センター（定員30名）

内 容 講演（Zoomによるリモート講演）

演 題 : 「寝た子」はネットで起こされる！？ ～部落差別は、今～

講 師 : 一般社団法人 山口県人権啓発センター事務局長 川口 泰司さん

3. 八頭町人権問題学習会について

○新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法に工夫が必要な状況ですが、手指の消毒、マスクの着用、3密回避等の感染防止対策を図りながら、「継続した学習・学びを止めない」という視点にたって基本的には全集落で学習をしていただくこととしています。（開催方法の詳細については、主催する各地区人権教育推進委員会と連携を図ってください。）

4. 人権啓発センターの事業について

○人権啓発センターは、福祉の向上や人権啓発のため、周辺地域と一体となって活動を展開する住民交流の拠点施設です。講師を招いた体験教室のほか、人権に関わる相談事業も行っています。

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1. 男女共同参画センター事業について

①学習及び啓発

- ・令和2年度に策定した、「第4次男女共同参画プラン」に基づき事業を実施しています。
- ・各種講座を随時開催していますのでご参加をお願いします。
- ・各組織での研修会等において「男女共同参画出前講座」を実施しますので、ご利用をお願いします。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っていますので、各種団体等で活用をお願いします。
- ・毎月広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。

②人材育成

- ・各種研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

③情報の収集・提供

- ・図書・DVDや絵本の貸出を行っていますのでご活用をお願いします。

④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用をお願いします。
(偶数月の第1金曜日 13:30~16:30 予約制)
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。(受付は随時)

⑤団体の活動支援

- ・登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

2. 集落における男女共同参画の推進について 資料編 P2

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、性別に関わらず多様な意見を集落づくりに反映しやすい環境とするため、集落における男女共同参画を推進しています。集落役員等への積極的な女性の登用・参画への働きかけをお願いします。

また、男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、新役員報告書に男女の記載をお願いします。(令和2年度: 2.6% / 令和7年度目標: 10%)

町 民 課

本 庁 町民課 TEL 76-0205
76-0211

1. 窓口業務時間延長について

毎週金曜日（金曜日が祝日の場合は、直前の開庁日）、本庁の窓口業務を午後7時まで延長しています。取扱業務は、戸籍（除籍、改製原戸籍を除く。）、住民票、印鑑証明、税関係（税務課）の証明発行です。ご利用をお願いします。

2. マイナンバーカードの申請について 資料編 P7～P10

マイナンバーカードは、プラスチック製の IC チップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されています。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、健康保険証としての利用、コンビニでの各種証明書発行、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけますので、ぜひ早めの申請・取得をお願いします。

3. 年末年始のごみ収集について

各種ごみの収集日は、ごみ収集カレンダーのとおり、12月30日（木）の可燃物収集が最終日となり12月31日（金）～1月3日（月）の間は休止します。新年は、1月4日（火）から可燃物収集が始まりますので、ご理解とご協力をお願いします。

4. 新可燃物処理施設「リンピアいなば」について 資料編 P11

令和4年4月1日から新しい可燃物処理施設「リンピアいなば」が可燃ごみの全量受け入れを開始します。（R4.4月～試運転・全量搬入、R4.8月～本稼働予定）

5. 小型充電式電池とボタン電池の収集について 資料編 P12

令和4年4月から従来より収集しています乾電池（単1～単5の筒型乾電池、9V角型乾電池）に追加で小型充電式電池（リチウムイオン電池等）とボタン電池の収集を開始します。

6. 「ごみの分別と出し方手引き」の改訂について

新可燃物処理施設「リンピアいなば」の稼働に伴い、「ごみの分別と出し方手引き」を改訂します。この改訂により令和4年4月からは、一部のごみの分別等が変更になりますので、新しい手引きの内容に従って分別し搬出していただきますようご理解とご協力をお願いします。

～「ごみの分別と出し方手引き」(改訂版)の配布～

令和4年度ごみカレンダーと一緒に、「広報やず」配布時(令和4年2月下旬)に配布する予定です。各家庭への配布にご協力をお願いします。

7. 各種事業補助金制度のご案内について

・集落ごみステーション等整備事業補助金 資料編 P13

集落ごみステーションの新設、買い替え、修繕等に対して助成しています。
補助制度の終了が令和4年度末となっていますので、早めにごみステーションの老朽点検や更新を検討していただきますようお願いします。

・生ごみ処理機器等（コンポスト）購入費補助金

生ごみリサイクルを推進するため、コンポストの購入に対して助成しています。

・資源ごみ回収報奨金 資料編 P24

資源の再利用を推進するため、回収された団体に対して報奨金を交付しています。※令和3年度より報奨金の単価を増額しています。

8. 旧3町（郡家町、船岡町、八東町）の指定ごみ袋の使用について

新可燃物処理施設の稼働に伴い、旧町（郡家町、船岡町、八東町）の指定ごみ袋は使用できなくなります。未だ、使用されている方は、令和4年3月末までに使い切ってくださいようお願いします。各集落におかれましても集落の皆さまに周知をお願いします。

※現在の「八頭町指定ごみ袋」は、令和4年4月以降も引き続き使用できます。

福 祉 課 (福祉事務所)

地域福祉係 TEL 72-3586 障がい福祉係 TEL 72-3590
母子父子支援係 TEL 72-3583 生活支援係 TEL 72-3581

1. 地域福祉の推進について (地域福祉の推進、福祉団体等の活動支援ほか)

(1) 地域福祉組織(まちづくり委員会)の立上げ・活動拠点の整備について

町地域福祉推進計画に基づき、地域の福祉組織(まちづくり委員会)の立ち上げと活動拠点の整備を推進しています。現在14地区中12地区で立ち上がり、それぞれの地区の特性を活かした地域福祉活動が行われています。未設置の国中地区では設立準備会を開催していますし、西郡家地区でも、集落説明会や検討会を開催して設立準備会への移行を目指しています。

(2) 民生委員・児童委員について【資料編 P14】

民生委員・児童委員の任期満了に伴い、令和4年12月1日に一斉改選が行われます。退任される委員がいましたら新任の委員の選出にご協力をお願いします。今後とも民生委員・児童委員の活動にご理解、ご協力をお願いします。

(3) 災害時における支え愛地域づくりについて

① 支え愛地域づくり推進事業補助金について【資料編 P25】

支え愛マップづくりを通して、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり(見守り体制づくり)に要する経費を補助します。

② 避難行動要支援者台帳の引継ぎについて

集落役員の改選により区長さんが交代される際には、避難行動要支援者台帳の引継ぎをお願いします。

2. 障がい福祉について (障がい福祉サービス、障害者手帳等の各種申請及び相談ほか)

町では、「あいサポート運動」(あいサポーター研修等)の推進に取り組んでいます。講師を派遣しますので、自治会や各種団体等の研修で、積極的に取り組んでいただきますよう、お願いします。



3. 生活支援について (生活保護、生活困窮者支援ほか)

生活上の様々な悩み、例えば「なかなか就労できない」「ほとんど外に出ず、ひきこもり続けている」「借金や滞納が増えて生活が苦しい」「病気治療が必要だが経済的な事情等で受診しておらず、この先不安」といった悩みを抱えている方の相談窓口を町社協に委託して実施しています。まずは、**福祉相談支援センター「ほっと」**(電話 71-0100)へご相談ください。

4. 母子父子支援について (母子生活支援施設への入所措置、ひとり親家庭の子どもの学習支援、児童扶養手当ほか)

新型コロナウイルス感染症の対策をしながら、町内に「**子ども食堂**」が2か所開設されています。学校と家庭以外での子どもの居場所づくりを目的とした事業です。

申し込みは、直接下記食堂へご連絡ください。ボランティア、食材の提供等は大歓迎

のぞみおやこ食堂 毎月第2・第4金曜日 17:30~19:00 母子生活支援施設のぞみ ホール
連絡先: 母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139

※現在は弁当のみ提供しています。弁当1個につき100円です。

こども食堂・寺子屋みらいこおけ 毎週金曜日 18:00~20:00 郡家西地区公民館

連絡先: ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471

※料金は、子ども(中学生まで)無料、大人200円です。(事前予約が必要です。)

※テイクアウトもできます。

保 健 課（郡家保健センター内）

保 健 係（代）TEL 72-3566

介護保険係 TEL 72-3555

地域包括支援センター TEL 72-3574

1. 健康診査について

健診は病気の早期発見・早期治療に役立つと同時に自分の身体の状態を知るよい機会となります。

集団検診は1月まで、医療機関検診（胃・大腸・肺・子宮・乳がん）は2月末まで受診できます。集団検診では新型コロナウイルス感染症予防のため、各検診で受診人数に制限を設けています。また、入場時に検温、体調確認の問診を行っています。

詳しくは受診券同封の通知書または町報をご確認いただき、各種検診を受診していただきますようお願いいたします。

2. 八頭町健康ポイントラリーについて 資料編P16

今年度から新規事業として八頭町健康ポイントラリーを行っています。生涯を通じた健康づくりの支援と健康寿命の延伸につながることを目的に、健康づくりへの関心を高め、実践していただくきっかけづくりとして実施しています。

各種検診の受診や健康づくりに関する事業への参加、自主的な健康づくりの取組を対象事業とし、ポイントを集め、参加していただく内容となっています。

先着 200 名に参加賞をプレゼント、さらに応募者の中から抽選で 10 名に賞品を贈呈します。ぜひご参加ください。

3. 地域包括支援センターについて

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護予防、介護相談、権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度利用）等の相談をお受けしています。

また、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を見守り支援していただくために、各集落等に出向き認知症サポーター養成講座を実施しています。

認知症予防ミニ講話とタッチパネル式コンピュータを用いた物忘れチェックも行っています。ご希望がありましたら、地域包括支援センターへ申込みをお願いします。

産業観光課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208

FAX 76-0217

船岡庁舎 商工観光室 TEL 72-0144

FAX 73-0290

1. クマの出没と注意喚起について

この時期、クマにとっては冬眠前でもありエサを求めて活発に行動しています。次のような対策を行っていただき、遭遇や被害にあわないよう注意をお願いします。

- ①夜間や早朝の外出は注意する。
- ②クマを引き寄せるエサ（生ゴミ等）は屋外に置かない。
- ③放置果樹（柿や栗など）の伐採や早めの収穫を行う。
- ④山などクマの生息地に行くときは、必ず音響物（ラジオ等）を携帯する。また、万が一のために撃退スプレーなどを携帯する。

※本町では、鳥獣被害対策に向けて集落が一体となった地域づくりを推進しています。被害対策等について、ご不明な点があれば産業観光課へご連絡ください。

2. 森林経営管理制度集落説明会について

○令和2年4月より始まった森林経営管理制度について、説明会を希望される集落での説明会を開催しています。

3. 令和4年「緑の募金」運動について

- (1) 期間(春期) 令和4年3月下旬～5月下旬(予定)

募金は一世帯あたり200円を目安とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

- (2) 主な助成内容

集落や学校等を対象に、樹木・花木の苗、資材費などを助成します。

4. 公園施設の利用について

各施設の利用期間についてお知らせします。

施設名	開園	閉園
姫路公園	4月25日～	12月1日～
船岡竹林公園・やずミニSL博物館	3月1日～	
八東ふるりの森	4月29日～	

5. 郡家駅コミュニティ施設（ぷらっとぴあ・やず）の利用について

・多目的交流スペースのご利用をお待ちしています。（個人、団体、グループ等）

6. 『町内のお店応援商品券』の利用について

・皆様へ配布している『町内のお店応援商品券』（1人5千円分）の期限内利用をお願いします。（使用期限：令和4年1月末日）

7. 関西事務所について

・関西八頭町会の会員紹介など、皆様からの情報提供をお願いします。

【 関西事務所公用携帯：090-1688-0308 】

建設課

本 庁 建設課 TEL 76-0206

1. 町道の除雪について 資料編 P15

① 町道各路線について、機械利用による除雪を行います。

各地域の出動基準、作業区分、除雪機械は次のとおりとします。

出動基準	全域	新雪除雪は積雪10cm(歩道20cm)程度を原則としますが、降雪が連続するおそれのある場合、又は気温が低く積雪が継続する場合等考慮して出動の有無を決定します。
作業区分	全域	除雪出動時間は午前5時とし、順次各路線の除雪を行います。 歩道除雪は、午前6時から行います。
作業機械	郡家地域	ドーザ11t(3台)・ドーザ5t(2台)・2tダンプ ロータリー車・歩道除雪機3台(国道2台、町道1台)
	船岡地域	ドーザ8t・ドーザ3.6t・4tダンプ・2tダンプ 歩道除雪機3台
	八東地域	ドーザ9t・ドーザ8t・ドーザ3.6t(3台)・ロータリー車 歩道除雪機2台(国道)

- ② 作業中は除雪車には近づかないでください。また、路上駐車等がありますと除雪の障害となり作業が遅れ、他の路線に影響がでますのでご協力をお願いします。除雪の支障となる場合、除雪できないこともありますので、ご承知願います。
- ③ 除雪路線への竹などの倒木は、所有者の方で処分をお願いします。

2. 土木事業原材料支給規程について 資料編 P24

町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の補修等を行う事業について、1箇所(事業)当たり年間20万円を上限に原材料の支給を行っています。(私道や利用者を制限している道路等は対象外)

3. 歩道用小型除雪機の購入について 資料編 P25

歩道用小型除雪機械の購入、貸与を行っています。負担額は、事業費の概ね5分の1の額で、貸与後の維持管理は、各集落・自治会で行うこととなります。貸与機械の2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限として2分の1の補助を行います。

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973

FAX 73-0290

1. 簡易水道について

- ① 水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。
降雪時のメーターボックス上の除雪をお願いします。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道
使用料減免申請書の提出をお願いします。
- ② 防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
(急激な水量変化への対応が必要な場合があります。)
- ③ 宅内配管の凍結による破裂防止をお願いします。
(保温材・タオル・布などで保護)
- ④ 道路などで漏水の疑いのある箇所を発見された際は、連絡をお願いします。

2. 下水道について

- ① 下水道の適正使用にご協力ください。
ア. 雑巾・下着・生理用品など流さないようにお願いします。
(マンホールポンプが止まる他、下水処理場の機器への影響により故障
の原因になります。)
イ. 灯油や農薬容器の洗浄液を流さないようお願いします。
(汚水処理に必要な微生物が死に汚水の処理ができなくなり、放流水が
汚れ河川が汚染されます。)
ウ. 台所の三角コーナーネット等の使用により野菜くず等を流さないよう
をお願いします。
エ. 食用油は新聞紙等で拭取るなどし、流さないようにお願いします。
(固着により宅内配管の詰まりに繋がります。)
- ② 下水道への接続にご協力をお願いします。
- ③ 合併処理浄化槽の設置希望がありましたら相談をお願いします。
- ④ 高齢者福祉施設等の入所者を対象にした、下水道使用料減免制度がありま
す。施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。

3. 下水道で使用している町水道以外の使用状況調査について

- ① 現在、一般家庭でお支払いの下水道使用料は世帯員割で計算しています。
(基本料金+住民票に記載された世帯人数に応じた超過料金)
適切な料金算定方法を検討するため、本年度、町水道以外の使用状況の調
査を実施しますので、ご協力をお願いします。

4. その他

- ① 漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされ
る場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。八頭町ホームページをご
覧いただくか、上下水道課に問い合わせをお願いします。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154

FAX 73-0290

1 令和3年度の事業方針

概 要

- 急峻な山間部においては、リモートセンシング技術によるパソコンモニターに表示した画像により筆界案を提示し、机上の一筆地調査を実施します。この手法により、安全で効率的な一筆地調査を実施します。大字界は、現地立会により一筆地調査を実施します。
- 平坦な宅地部及び周辺の農地においては、現地立会により一筆地調査を実施します。事故並びに熱中症対策に十分な配慮を行います。

2 令和3年度事業実施地区

	実施面積	計画面積	計画筆数
事業全体	58.98 km ²	58.96 km ²	20,745 筆
一筆地調査	-	20.19 km ²	5,290 筆

○ 【平成30年度実施地区】

成果を法務局に送付し、登記処理中。登記完了予定日は、12月末予定です。

該当地区	実施面積	手法	備考	進捗率 11/1 (全工程)
上津黒の一部 (20183132911)	1.82 km ²	従来法	山地	100.0%
船岡殿の一部 (20183132921)	0.54 km ²	従来法	山地	100.0%
水口の一部 (20183132922)	1.33 km ²	従来法	山地	100.0%
用呂の一部 (20183132932)	1.38 km ²	従来法	山地	100.0%
落岩の一部 (20183132909)	1.42 km ²	従来法	山地	100.0%
合 計	6.49 km ²			100.0%

○ 【令和元年度実施地区】

8月上旬に本閲覧を完了し、11月に認証検査を受けます。

該当地区	実施面積	手法	備考	進捗率 11/1 (全工程)
上津黒の一部 (20193132911)	0.83 km ²	従来法	山地/本閲覧	99.0%
野町の一部 (20193132912)	1.06 km ²	従来法	山地・平地/本閲覧	99.0%
水口の一部 (20193132922)	1.61 km ²	従来法	山地/本閲覧	99.0%
塩上の一部 (20193132923)	0.59 km ²	従来法	山地/本閲覧	99.0%
用呂の一部 (20193132931)	0.09 km ²	従来法	平地/本閲覧	96.0%
用呂の一部 (20193132932)	0.17 km ²	従来法	山地/本閲覧	98.0%
用呂の一部 (20193132933)	0.55 km ²	従来法	山地/本閲覧	98.0%
落岩の一部 (20193132909)	1.63 km ²	従来法	山地/本閲覧	98.0%
合 計	6.53 km ²		※計画面積6.51km ²	98.3%

○ 【令和2年度実施地区】

従来法及びリモセン法実施地区は、8月末に本閲覧を完了し、11月に認証検査を受けます。

(令和元年度と同時処理)ただし、大江の一部地区については、令和3年実施分と併せて本閲覧及び認証検査を受けます。筆界案活用実施地区は、業者が測量を実施し、令和4年2月末に業務完了。

該当地区	計画面積	手法	備考	進捗率 11/1 (全工程)
野町(山)の一部 (20193132913)	2.07 km ²	リモセン法	山地/本閲覧	98.0%
野町(平地)の一部 (20193132914)	0.07 km ²	従来法	平地/本閲覧	98.0%
大江の一部 (20193132924)	6.50 km ²	リモセン法	山地/面積計算	91.0%
横地 (20193132934)	2.31 km ²	リモセン法	山地/本閲覧	97.0%
落岩の一部 (20193132900)	1.71 km ²	筆界案活用	山地/測量	30.0%
合 計	12.66 km ²			82.8%

○ 【令和3年度実施地区】

前期の一筆地調査を7月上旬に完了し、測量を9月末に完了します。後期の一筆地調査は9月上旬から12月下旬に実施し、測量を令和4年7月末に完了。

該当地区	計画面積	手法	備考	進捗率 11/1 (全工程)
大門・花・郡家殿・福井の各一部 (20203132910) (R03前期)	0.16 km ²	従来法	平地/一筆地調査 ※計画変更しR5実施	2.0%
大門・花・郡家殿の各一部 (20203132911)	4.05 km ²	リモセン法	山地/一筆地調査	90.0%
西御門・郡家・隼福・上野の各一部 (20203132912) (R03後期)	0.21 km ²	従来法	平地/一筆地調査 ※計画変更しR5実施	2.0%
西御門・郡家の各一部 (20203132912)	0.07 km ²	従来法	平地/一筆地調査	2.0%
市谷・西御門の各一部 (20203132913) (R03)	3.58 km ²	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成、 一筆地調査	57.0%
大江の一部 (20203132924)	8.00 km ²	リモセン法	山地/一筆地調査	76.0%
妻鹿野の一部 (20203132935)	3.33 km ²	リモセン法	山地/一筆地調査	76.0%
久能寺・郡家①の各一部 (20203132941) (R03前期)	0.18 km ²	従来法	平地/一筆地調査 /測量	80.0%
郡家②の一部 (20203132942) (R03後期)	0.15 km ²	従来法	平地/一筆地調査	64.0%
郡家(山)の一部 (20203132914) (R03)	0.83 km ²	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	80.0%
合 計	20.19 km ²			49.9%

※大門・花・郡家殿・福井の各一部(20203132910)及び隼福・上野の各一部については、船岡地域の調査最終年となる令和5年度に船岡地域(白地・その他園場)(20223132927)と併せて実施します。

※西御門・郡家・隼福・上野の各一部(20203132912)については、調査区域を西御門・郡家の各一部(20203132912)に変更します。隼福・上野の各一部は、調査区域を大門・花・郡家殿・福井の各一部(20203132910)と統合します。

○ 令和4～6年度計画地区の地権者調査及び現地確認調査をし、筆界推定線を作成し事前準備。

※令和4年度計画と同時進行

該当地区	計画面積	手法	備考	進捗率 11/1
門尾(平)の一部 (20203132919) (R04)	0.10 km ²	従来法	平地/地権者調査	30.0%
堀越(平)の一部 (20213132910) (R04)	0.06 km ²	従来法	平地/地権者調査	30.0%
門尾・堀越(山)の各一部 (20203132900) (R04)	0.81 km ²	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	80.0%
下野の一部 (20203132925) (R04)	8.23 km ²	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	60.0%
妻鹿野の一部 (20213132935) (R04)	3.28 km ²	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	60.0%
八東地域(白地・その他園場) (20213132936) (R04)	4.87 km ²	従来法	白地等/地権者調査、 筆界推定線作成	10.0%
郡家⑤の一部 (20203132945) (R04前期)	0.14 km ²	従来法	平地/地権者調査	50.0%
池田・郡家③の各一部 (20203132943) (R04 後期)	0.14 km ²	従来法	平地/地権者調査	50.0%
下門尾(平)の一部 (20203132915) (R05)	0.10 km ²	従来法	平地/地権者調査	0.0%
福本・下門尾の各一部 (20203132918) (R05)	1.39 km ²	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	20.0%
R 4 小 計	19.12 km ²			40.7%
福本①(平)の一部 (20203132916) (R05)	0.18 km ²	従来法	平地/地権者調査	0.0%
郡家④の一部 (20203132944) (R05前期)	0.16 km ²	従来法	平地/地権者調査	50.0%
R 5 小 計	0.34 km ²			22.1%
福本②(平)の一部 (20203132917) (R06)	0.14 km ²	従来法	平地/地権者調査	0.0%
R 6 小 計	0.14 km ²			0.0%
合 計	19.60 km ²			20.9%

○ 令和5年度実施地区の計画を策定し、11月に区長へ概要説明をします。

該当地区	計画面積	手法	備考	進捗率 11/1
下坂(平)の一部 (20213132911) (R05)	0.16 km ²	従来法	平地/計画概要説明	0.00%
下坂(山)の一部 (20213132912) (R05)	0.78 km ²	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
橋本の一部 (20223132926) (R05)	2.49 km ²	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
船岡地域(白地・その他園場) (20213132927) (R05)	1.84 km ²	従来法	白地等 /計画概要説明	0.00%
山志谷(平)の一部 (20223132901) (R05)	0.05 km ²	従来法	平地/計画概要説明	0.00%
山志谷(山)の一部 (20223132902) (R05)	3.21 km ²	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
合 計	8.53 km ²			0.00%

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201

1. 通学路の安全確保について

通学時の児童・生徒の安全を確保するため、防犯灯の球切れや見えにくいカーブミラーなど危険箇所等に気付かれましたら、早めに連絡や対応をお願いします。また、地域での自主パトロールの推進などへご協力をお願いします。

2. 成人式について

【令和2年度延期分】

日 時 令和4年1月9日(日) 午前10時から

会 場 八東体育文化センター

対象者 200人(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方)

【令和3年度分】

日 時 令和4年1月3日(月) 午前10時から

会 場 八東体育文化センター

対象者 186人(平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方)

3. 青少年健全育成について

各地域、集落で青少年を見守り育てる活動、「やずっ子の日」(毎月8のつく日)にあいさつ運動や生活リズム向上運動を実施していますので、ご協力をお願いします。また、多くの方の協力を得て、青色防犯パトロールを週2～3日実施しています。

4. 町立図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の3館を運営しています。

開館日…火曜日から日曜日 10時～18時まで(休館日…月曜・祝日・最終木曜日)

移動図書館車で巡回貸し出しサービスを実施しています。

5. 令和4年度の敬老会について

令和4年4月1日現在で満75歳以上の方を対象に4月中下旬に開催予定です。

6. 中央公民館及び地区公民館について

*中央公民館

開館日 火曜日から日曜日 8時30分～17時15分まで(月曜、祝日休館日)

*地区公民館

開館日……火、水、金曜日 8時30分～17時15分まで(3日間)

(大江地区公民館のみ、火、水、土曜日)

7. 花と緑の町づくり事業について

毎年、春と秋の2回、各集落及び事業所に花苗の斡旋を行います。

	時 期	品 種
春	6月上旬 予定	マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニア
秋	11月上旬 予定	パンジー、ビオラ

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1. 定例会と臨時会について

①定例会は年に4回（3、6、9、12月）開催します。

日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。

一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。

②臨時会は必要に応じて開催します。

2. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。現在は、新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクの着用をお願いしています。また、傍聴席は25席ありますが、間隔をあけて着席をお願いしています。

②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせをお願いします。

③定例会本会議・臨時会はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

3. 請願と陳情について

①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。

②請願については議員の紹介が必要です。

③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択された陳情等は町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

4. 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

5. 会議録の閲覧について

①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。

②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207
FAX 76-0217

1. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の転用許可が必要です。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議を行います。

2. 遊休農地の利用意向調査について

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行っています。

今年も、8月中旬から10月末を重点期間として、農地利用最適化推進委員と農業委員が、担当区域の農地の現況確認を行いました。

その調査結果として、新たに発生した遊休農地の所有者には、利用意向調査をお願いする予定です。内容としては今後の耕作見込みや貸借の意向などをご記入いただくものです。ご協力をお願いします。

3. 荒廃農地の地目変更について

農地利用状況調査の結果、山林の様相を呈しているなど農地に再生することが困難な荒廃農地について、非農地の判断を行い農地台帳の整理を行っています。

この再生が困難となった農地につきまして、町が所有者の同意を得た場合には所有者に代わり、農地以外の山林や原野への登記地目変更を行うことができます。

順次、該当となる農地所有者の方へ通知をお送りし、同意を得たものについては地目変更を行ってまいりますので、ご協力をお願いします。

4. その他

農地に関する相談がありましたら、お早めに農業委員会事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。

八頭町社会福祉協議会

電 話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210
FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

1. 地域福祉活動事業について

町地域福祉推進計画に基づき、誰もが安心して生活できる地域共生社会を構築していくことを目指して事業実施しています。地区福祉推進組織「まちづくり委員会」の新規設立に向けた取り組みや、設置された「まちづくり委員会」の活動を支援し、地域福祉の推進を図ることを目的に事業支援を行っています。

地域のつながりを持ち、参加を促進するための居場所づくりに取り組み、多様な活動主体との連携、見守りやネットワーク、相談対応など、まちづくり委員会と連携して活動をしています。

2. 福祉推進員の推薦について

地域の福祉活動に参加し、近隣住民への日頃の声かけや民生児童委員やボランティア、まちづくり委員会、社協などと協力して福祉課題を発見し、連携をとっていただきます。ボランティアや福祉活動などに関心ある方で、できるだけ2年間継続して活動ができる方の推薦をお願いします。【任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日】

12月に文書でお願いさせていただきます。

3. 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として「ほっと」を開設しています。相談支援員が相談をお受けして問題点を整理し、関係機関・専門機関連携をとりながら、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

※「ほっと」チラシ、「家計改善支援事業」チラシ

4. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について

災害発生時の避難支援の仕組みを住民同士でつくる取組みに支援を行います。

①災害時要支援者対策促進事業（※新規 補助限度額 50,000 円）

「支え愛マップ」の作成を通じて、住民が主体となって災害時に支援が必要な方の安心安全につながる活動に対して支援します。

②災害時要支援者対策ステップアップ事業

（※①の事業終了が対象 補助限度額 100,000 円）

「支え愛マップ」の作成を通じて出てきた避難支援に関する課題について、住民主体の「地域支え愛会議」等で話し合い、課題解決に向けた取り組みに対して支援します。

5. 歳末たすけあい募金について（鳥取県共同募金会 八頭町共同募金委員会）

実施期間：令和3年12月1日～31日

「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに募金活動を行います。歳末事業として、障がい作業所助成事業、重度障がいがある方へのお見舞事業、一人暮らし（70歳以上）・高齢者世帯（75歳以上）へのおせち配布事業、災害時の積立事業に役立てられます。

募金は、歳末事業を計画した計画募金のため、目標額を設定しております。強制ではありませんが、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

◎ 区長様には、大変お世話になりますが、今後とも宜しくお願いします。

[illegible]